

# I 各自治体の禁止地域・許可地域等

# I 各自治体の禁止地域・許可地域等

## 1. 各自治体の禁止物件一覧表

### 禁止物件

良好な景観形成や風致の維持又は公衆に対する危害防止の観点から、一定の物件について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止しています。

禁止物件でない場合でも、所有者の同意が必要であり、また、道路上であれば道路法（道路占用許可）、道路交通法（道路使用許可）による規制が行われています。

## 2. 各自治体の禁止区域・場所一覧表

### 禁止区域・場所

良好な景観形成や風致の維持又は公衆に対する危害防止の観点から、一定の区域・場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止しています。

禁止区域・場所であっても、一定規模以下の自己用広告物などは掲出することができます。

## 3. 各自治体の許可対象地域・場所一覧表

### 許可対象地域・場所

広告物の表示又は掲出物件の設置をする場合、許可が必要となる区域・場所は、近畿地区の各自治体が、それぞれの地域の事情等に応じて定めています。

## 4. 各自治体の適用除外一覧表（禁止地域・許可地域）

### 適用除外

屋外広告物の全てを規制の対象とするのではなく、社会生活を営む上で最小限必要な一定の広告物については、条例の規定の全部又は一部の適用を除外しています。

この場合、許可申請が不要であったり、禁止区域でも掲出が可能であったりします。

ただし、大きさなどの規格や管理義務などは守らなければなりません。

## 1. 各自治体の禁止物件一覧表

物件名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁 (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	類するもの	○	○	○ (擁壁)	類するもの
地下道の上屋			○			○
街灯	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗またはこれらに類するもの)	○ (知事指定以外禁止)	○	○ (知事指定区域内は全て禁止。区域外は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板のみ禁止。)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ (はり紙、はり札、立看板、その他これに類するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	類するもの	○	○	○	類するもの
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	類するもの	○	○	類するもの	類するもの
電柱	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗またはこれらに類するもの)	○ (知事指定以外禁止)	(禁止・許可区域内) 突出広告物1個巻付広告物1個に限る。	○ (知事指定区域内は全て禁止。区域外は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板のみ禁止。)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ (はり紙、はり札、立看板、その他これに類するもの)
里程標	○	類するもの		○		類するもの
路上変電塔		○				○
照明塔	○	○		○	○	○
煙突		○		○		○
ガスタンク・水道タンク		類するもの		○		類するもの
公衆便所		○			○	
石垣	○ (公用または公共用)	類するもの		○	○	○
火の見やぐら	○	○		○	○	
航路標識				○		
アーケード				○ (支柱への、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)		
その他知事・市長が指定する物件				○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物					○	
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵	○					
道路情報管理施設				○		
カーブミラー	○	○		○		○
ペーキングメーター				○		
ペーキングチケット発給施設				○		

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	滋賀県					
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)
地下道の上屋						
街灯	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (貼り紙、貼り 札、立看板、広告 旗その他これらに 類するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○		○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (貼り紙、貼り 札、立看板、広告 旗その他これらに 類するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)
里程標	○	○	○	○	○	○
路上変電塔	○	○	○	○	○	○
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突		○	○	○	○	○
ガスタンク・水道タンク	○	○	○	○	○	○
公衆便所	○	○	○	○	○	○
石垣	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識						
アーケード						
その他知事・市長が 指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)			○ (未指定)	
文化財保護法による建造物						
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵	○	○	○	○	○	○
道路情報管理施設						
カーブミラー	○	○		○		
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	滋賀県					
	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)
地下道の上屋						
街灯	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○ (交通安全施設 (ガードレール等))	○	○	○		(歩道柵、ガードレール)
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するもの) ※第一種地域は全ての広告物は不可	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)
里程碑	○	○	○	○	○	○
路上変電塔	○	○	○	○	○	○
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突			○	○	○	○
ガスタンク・水道タンク	○	○	○	○	○	○
公衆便所	○	○	○	○	○	○
石垣	○ (公共・公用のもの)	○ (公共・公用のもの)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識						
アーケード						
その他知事・市長が指定する物件		○		○ (道路の路面)		○ (道路の路面)
文化財保護法による建造物						
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵	○	○	○	○	○	○
道路情報管理施設						
カーブミラー		○				○
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

	滋賀県	京都府			大阪府	
物件名	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用または公共 用)	○ (擁壁)	○ (擁壁)	○ (擁壁)		○
地下道の上屋					○	○
街灯	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗)	○ (道路管理者が設 置するものに限 る)	○	○	○ (道路管理者が設 置するものに限 る)	○ (道路管理者が設 置するものは禁止 物件。それ以外の ものについては、 簡易広告物の掲出 は禁止。)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○ (歩道柵、ガードレー ル)	○ (歩道柵、ガードレー ル)	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○ 類するもの	○
消火栓・火災報知機	○		○	○		○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○ (電波塔)	○	○	○	○
送受信塔	○	○ (電波塔)	○	○		○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○ 類するもの	○ (公共団体が設置 するものに限る)
電柱	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗、その他これら に類するもの)	○	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗)	○ 簡易広告物等	○ (はり紙、はり札 等、広告旗、立看 板等)
里程標	○	○	○	○	○	
路上変電塔	○	○ (変圧器)	○	○	○ (路上変圧器)	
照明塔	○		○	○		
煙突	○	○	○	○		
ガスタンク・水道タンク	○	高架水槽等	○	○		
公衆便所	○	○	○	○		
石垣	○ (公用または公共 用)	擁壁	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)		
火の見やぐら	○	物見塔	○	○		
航路標識		標識 (バス停留所の標 識を除く)				
アーケード		○ (支柱)				
その他知事・市長が 指定する物件	○ (道路の路面)		○ (道路の路面)	○ (未指定)		○ (未指定)
文化財保護法による 建造物		○			○ (禁止地域として 指定)	○ (禁止地域として 指定)
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵	○		○	○		
道路情報管理施設		○				
カーブミラー		○	○	○		
パーキングメーター		○				
パーキングチケット発給施設		○				

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	大阪府					
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○	○	○	○	○
地下道の上屋	○	○	○	○	○	○
街灯	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	表示の方法等の基準あり	(禁止・許可区域内) 突出広告物1個巻付広告物1個に限る。	表示の方法等の基準あり (景観形成重点地区内は禁止)	(禁止・許可区域内) 突出広告物1個巻付広告物1個に限る。
里程標	○					
路上変電塔	○ (電力用地上設置機器)	○ (電力用地上設置機器)			○ (電力用地上設置機器)	
照明塔	○					
煙突						
ガスタンク・水道タンク						
公衆便所						
石垣						
火の見やぐら	○	○			○	
航路標識						
アーケード	○ (支柱)(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (支柱)(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)			○ (支柱)(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	
その他知事・市長が指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)			(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設						
カーブミラー						
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある

物件名	大阪府			兵庫県		
	吹田市	茨木市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○		○	○(擁壁)	○
地下道の上屋	○	○	○			
街灯	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものに限る。それ以外のものは、簡易広告物の掲出禁止)	○ (はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)
里程標	○		○	○	○	○
路上変電塔			○	○ (路上受変電設備)		○
照明塔			○	○	○	○
煙突				○	○	○
ガスタンク・水道タンク				○	○	○
公衆便所			(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
石垣				○	○	○
火の見やぐら	○		○	○	○	○
航路標識				○	○	
アーケード	○ (支柱)(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (支柱)(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (アーケード及びアーチの支柱へのはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は禁止)	○ (支柱への、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)
その他知事・市長が指定する物件		○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物		(禁止区域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域等として指定)
地下鉄道の上屋			○			
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設				○	○	○
カーブミラー				○	○	○
パーキングメーター				○	○	○
パーキングチケット発給施設				○	○	○

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

物件名	兵庫県				奈良県	
	西宮市	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○	○	○	○	(擁壁)
地下道の上屋						
街灯	○ (市長指定区域内 禁止、区域外はは り紙、はり札等、 広告旗、立看板禁 止)	○ (市長指定区域内 は禁止。区域外 は、はり紙、はり 札、広告旗、立看 板等禁止)	○ (市長指定区域内 は禁止。区域外 は、はり紙、はり 札、広告旗、立看 板等禁止)	○ (市長指定区域内 は禁止。区域外 は、はり紙、はり 札、広告旗、立看 板等禁止)	○ (はり紙、はり札 等、広告旗、立看 板等)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○ 類するもの	○ 類するもの
電柱	○ (市長指定区域内 禁止、区域外はは り紙、はり札等、 広告旗、立看板禁 止)	○ (市長指定区域内 は禁止。区域外 は、はり紙、はり 札、広告旗、立看 板等禁止)	○ (市長指定区域内 は禁止。区域外 は、はり紙、はり 札、広告旗、立看 板等禁止)	○ (市長指定区域内 は禁止。区域外 は、はり紙、はり 札、広告旗、立看 板等禁止)	○ (はり紙、はり札 等、広告旗、立看 板等)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗)
里程標	○	○	○	○	○	
路上変電塔					○	○
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突	○	○	○	○		
ガスタンク・水道タンク	○	○	○	○		
公衆便所	(禁止地域として 指定)		(禁止地域として 指定)		(禁止地域として 規制)	○
石垣	○	○	○	○	○	○
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識	○		○			
アーケード	○ (アーケード及びアーチの 支柱にはり紙、は り札等、広告旗、 立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの 支柱にはり紙、は り札、広告旗、立 看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの 支柱にはり紙、は り札、広告旗、立 看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの 支柱にはり紙、は り札、広告旗、立 看板等は禁止)	○ (支柱にはり紙、 はり札等、広告 旗、立看板等)	
その他知事・市長が 指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による 建造物	(禁止地域として 指定)		(禁止地域として 指定)		(禁止地域として 指定)	(禁止地域として 指定)
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設	○	○	○	○		
カーブミラー	○	○	○	○	○	○
パーキングメーター	○	○	○		○	
パーキングチケット発給施設	○	○	○		○	

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある

	和歌山県
物件名	和歌山市
街路樹・路傍樹	○
橋梁	○
トンネル	○
高架構造物	○
分離帯	○
道路・鉄道の擁壁	○ 類するもの
地下道の上屋	○
街灯	○ (はり紙、はり札、のぼり旗、立看板その他これらに類するもの)
信号機	○
道路標識	○
道路上の柵	○
道路上の駒止	○ 類するもの
消火栓・火災報知機	○
郵便ポスト・電話ボックス	○
送電塔	○
送受信塔	○
彫像・記念碑	○ 類するもの
電柱	○ (はり紙、はり札、のぼり旗、立看板その他これらに類するもの)
里程標	○ 類するもの
路上変電塔	○ 類するもの
照明塔	○
煙突	○
ガスタンク・水道タンク	○ 類するもの
公衆便所	
石垣	○
火の見やぐら	○
航路標識	
アーケード	○ (支柱にはり紙、はり札、のぼり旗、立看板その他これらに類するもの)
その他知事・市長が指定する物件	○ (未指定)
文化財保護法による建造物	(禁止地域として指定)
地下鉄道の上屋	
防火水槽及びその防護柵	
道路情報管理施設	○
カーブミラー	○
パーキングメーター	
パーキングチケット発給施設	○

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある

## 2. 各自治体の禁止区域・場所一覧表

区域・場所名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
第1種低層住居専用地域	第2種地域		○	○	○	○
第2種低層住居専用地域			知事指定 (未指定)			
第1種中高層住居専用地域			知事指定 (未指定)	○		○
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域	第2種地域 (地区なし)			○		
景観地区	第2種地域 (地区なし)	○ (地区なし)	知事指定 (未指定)	○		○
準景観地区		○ (地区なし)				知事指定 (指定済)
風致地区	第2種地域	特別風致地区	知事指定 (未指定)	○	○	○
特別緑地保全地区	第2種地域 (地区なし)		知事指定 (未指定)	○		○ (地区なし)★
重要文化財の周囲	第1種地域	○	○	○	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
重要有形民俗文化財 の周囲	第1種地域			○		知事指定 (未指定)
史跡名勝天然記念物 の周囲		○	○	○	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
伝統的建造物群保存地区	第1種地域 (地区なし)		知事指定 (未指定)	○	○	○
文化財保護条例等に による指定地域	第1種地域	○	○	○	○	知事指定 (指定済)
保安林		○ (風致保安林)	知事指定 (未指定)	○	知事指定 (指定済)	○
道路及び接続地域	知事指定 (第1種・第3種・第4種地域)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
鉄道及び接続地域	知事指定 (第3種地域)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
軌道及び接続地域	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)
索道及び接続地域	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)	知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)
航路から展望される地域						
河川及びその付近	知事指定 第2種地域	知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)		知事指定 (指定済)
海浜及びその付近		知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)		知事指定 (指定済)
湖沼				知事指定 (指定済)		知事指定 (未指定)
港湾		知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)
広場		知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)	知事指定 (指定済)	知事指定 (未指定)
公園	第2種地域 (都市公園)	○ (都市公園)		○ (都市公園)	○ (都市公園)	○ (都市公園)
緑地		○ (都市公園)		○ (都市公園)		
保存樹林				○		知事指定 (未指定)
渓谷				知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)
高原				知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)
山岳				知事指定 (未指定)		知事指定 (未指定)
空港				知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)

※ ★ : これらその他に生産緑地地区

区域・場所名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
火葬場		○		○	○	知事指定 (未指定)
葬祭場		○		○		
官公署		○		○		○
学校		○		○		○
研究所						
図書館		○		○		○
美術館		○		○		○
音楽堂						
公会堂		○		○		○
記念館						
体育館		○		○		○
天文台						
記念塔						
博物館		○		○		○
公民館		○		○		○
科学館						
社寺・教会		○		○		知事指定 (指定済)
病院		○				○
公衆便所		○		○	禁止物件とし て規制	
御所・離宮						
古墳・墓地		○	○	○	墓地	知事指定 (未指定)
御陵		○			○	
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等					保存区域 第1, 2種保存 地区	
近郊緑地特別保全地区					○ (地区なし)	
国立・国定公園				○		
条例による県立公園				○ (自然公園)	○	
原生自然環境保全地域				○		○
自然環境保全地域	知事指定 第2種地域			○		○
環境緑地保全地域				○		
その他知事・市長の 指定地域	特別規制地域 (未指定)			○	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
高速自動車国道	知事指定 第3種地域	知事指定 (指定済)		知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
自動車専用道路		知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)	知事指定 (指定済)
新幹線	知事指定 第3種地域	知事指定 (未指定)		知事指定 (指定済)		
主要交差点周辺					知事指定 (指定済)※1	
都市景観形成地域						
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域						○

※1：奈良県景観計画に定める広域幹線沿道区域に指定された路線における信号を有する交差点の周辺30mの範囲

滋賀県						
区域・場所名	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
第1種低層住居専用地域	○	第2種地域	第2種地域	第1種地域	○	第2種地域
第2種低層住居専用地域						第2種地域 (地区なし)
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域				第1種地域 (地域なし)		
景観地区	○ (指定なし)	第2種地域 (未指定)		第1種地域 (地区なし)	○ (指定なし)	第2種地域 (地区なし)
準景観地区						
風致地区	○	第2種地域	第2種地域	第1種地域	○	第1種地域
特別緑地保全地区	○ (指定なし)	第1種地域		第1種地域 (地区なし)	○ (指定なし)	第2種地域 (地区なし)
重要文化財の周囲	市長指定 (指定済)	第1種地域	第2種地域	第1種地域	○	第2種地域
重要有形民俗文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲	市長指定 (未指定)	第1種地域	第2種地域 (未指定)	第1種地域	○	第2種地域 (未指定)
伝統的建造物群保存地区	○	第1種地域		特別地域	○ (指定なし)	第2種地域 (地区なし)
文化財保護条例等による指定地域	市長指定 (未指定)	第1種地域 (未指定)	第2種地域 (未指定)	第1種地域	市長指定 (指定なし)	第2種地域 (地区なし)
保安林		市長指定 (未指定)	第2種地域 (未指定)	第1種地域 (未指定)		第2種地域 (未指定)
道路及び接続地域	市長指定 (指定済)	第4種地域 市長指定 (指定済)	第2種地域 第4種地域 第5種地域	第3種地域 第4種地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域
鉄道及び接続地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	第2種地域 第4種地域 (未指定)	第3種地域 第4種地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域
軌道及び接続地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	第2種地域 第4種地域 (未指定)	第3種地域 第4種地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域 (未指定)
索道及び接続地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	第2種地域 第4種地域 (未指定)	第3種地域 第4種地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域 (未指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近		第2種地域			市長指定 (景観計画・河川軸)	第2種地域
海浜及びその付近						
湖沼		第2種地域 (琵琶湖)				
港湾						
広場						
公園	○ (都市公園)	第2種地域 (都市公園)	第2種地域 (都市公園)	第1種地域	○ (都市公園)	第2種地域
緑地	○ (都市公園)	第2種地域	第2種地域	第1種地域	○	第2種地域
保存樹林		第2種地域	第2種地域	第1種地域 (未指定)		第2種地域 (未指定)
渓谷						
高原						
山岳						
空港						

区域・場所名	滋賀県					
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
火葬場						
葬祭場						
官公署						
学校						
研究所						
図書館						
美術館						
音楽堂						
公会堂						
記念館						
体育館						
天文台						
記念塔						
博物館						
公民館						
科学館						
社寺・教会						
病院						
公衆便所	禁止物件として規制	禁止物件として規制	禁止物件として規制	禁止物件として規制	禁止物件として規制	禁止物件として規制
御所・離宮						
古墳・墓地	○	第2種地域	第2種地域	第1種地域	○ (地域なし)	第2種地域
御陵						
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等	○ (商業地域を除く。)					
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園	○ (特別地域に限る)				○ (特別地域に限る)	
条例による県立公園	○ (特別地域に限る)					
原生自然環境保全地域			第2種地域			第2種地域 (地域なし)
自然環境保全地域			第2種地域			第2種地域 (地域なし)
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域	市長指定 (未指定)		第1種地域	第1種地域から第4種地域及び特別地域	市長指定 (指定なし)	第4種地域
高速自動車国道	市長指定 (指定済)					
自動車専用道路						
新幹線						
都市景観形成地域		市長指定 (彦根市景観計画) 第2種地域から 第6種地域	市長指定 (長浜市景観まちづくり計画) 第1種・第3種・ 第4種地域	市長指定 (近江八幡市風景計画)	市長指定 (草津市景観計画)	市長指定 (守山市景観計画) 第1種から第5種
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域		第2種地域	第2種地域			

滋賀県						
区域・場所名	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
第1種低層住居専用地域	第2種地域	第2種地域	第2種規制地域	第4種地域	第1種地域	第1種地域
第2種低層住居専用地域				第8種地域		
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域	第2種地域					
景観地区		○ (指定なし)	○ (指定なし)	第4種地域	第1種地域 (地区なし)	第1種地域
準景観地区						
風致地区	第2種地域	第2種地域 (地区なし)	第2種規制地域	第4種地域		第1種地域
特別緑地保全地区		第2種地域 (地区なし)	○ (指定なし)	第4種地域	第1種地域 (地区なし)	
重要文化財の周囲	第1種地域	第1種地域	第2種規制地域	第4種地域 (市長指定)	第1種地域	第1種地域 (市長指定)
重要有形民俗文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲		第2種地域 (地区なし)	第2種規制地域	第4種地域 (市長指定)	第1種地域	第1種地域 (市長指定)
伝統的建造物群保存地区		第2種地域 (地区なし)	○ (指定なし)	○ (指定なし)	第1種地域 (地区なし)	第1種地域
文化財保護条例等による指定地域	第1種地域	第2種地域 (地区なし)	第2種規制地域		第1種地域	第1種地域
保安林	第2種地域			第4種地域 (市長指定)	第1種地域	第1種地域 (市長指定)
道路及び接続地域	第2種地域 第5種地域	第2種地域	第2種規制地域 第3種規制地域 (市長指定)	第1種地域 第3種地域 第4種地域 (市長指定) 第5種地域	第3種地域	第1種地域 第4種地域 (市長指定)
鉄道及び接続地域	第5種地域	第2種地域 (地区なし)	第2種規制地域 第3種規制地域 (市長指定)	第4種地域 (市長指定) 第5種地域	第3種地域	第1種地域 第3種地域 (市長指定)
軌道及び接続地域		第2種地域 (地区なし)	市長指定 (指定なし)	第4種地域 (市長指定)	市長指定 (指定なし)	第1種地域 第3種地域 (市長指定)
索道及び接続地域		第2種地域 (地区なし)	市長指定 (指定なし)	第4種地域 (市長指定)	市長指定 (指定なし)	第1種地域 第3種地域 (市長指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近		第2種地域 (景観計画・河川敷)		第2種地域 (景観計画 ・重点地区)		第1種地域
海浜及びその付近						
湖沼						
港湾						
広場						
公園	第2種地域 (都市公園)	第2種地域 (都市公園)	第2種地域 (都市公園)	第4種地域 (都市公園)	第1種地域 (都市公園)	第1種地域 (都市公園)
緑地	第2種地域 (都市公園)	第2種地域	第2種規制地域	第2種地域		第1種地域
保存樹林				第4種地域		第1種地域
渓谷						
高原						
山岳						
空港						

滋賀県						
区域・場所名	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
火葬場						
葬祭場						
官公署						
学校						
研究所						
図書館						
美術館						
音楽堂						
公会堂						
記念館						
体育館						
天文台						
記念塔						
博物館						
公民館						
科学館						
社寺・教会						
病院						
公衆便所	禁止物件	禁止物件	禁止物件として規制	禁止物件	禁止物件として規制	禁止物件
御所・離宮						
古墳・墓地		第2種地域	第2種規制地域	第4種地域	第1種地域	第1種地域
御陵						
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等						
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園		第2種地域 (特別地域)				第1種地域
条例による県立公園		第2種地域 (特別地域)				第1種地域
原生自然環境保全地域	第2種地域			第4種地域 (市長指定地域除く)	第1種地域	
自然環境保全地域	第2種地域			第4種地域 (市長指定地域除く)	第1種地域	
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域		第2種地域 (未指定)		第4種地域 (第1種地域～第3種地域除く)		
高速自動車国道	第2種地域	第2種地域 (I C付近含)	市長指定 第2種規制地域 第3種規制地域			第1種地域
自動車専用道路			市長指定 第2種規制地域 第3種規制地域			
新幹線			市長指定 第2種規制地域 第3種規制地域			
都市景観形成地域		市長指定 (甲賀市景観計画) 第1種・第2種	市長指定 (野洲市景観計画) 第1種規制地域 第3種規制地域		市長指定 (高島市景観計画) 第1種・ 第2種・ 第3種地域	
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域	第2種地域		第2種規制地域 (市長指定地域を除く)			

	滋賀県	京都府			大阪府	
区域・場所名	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
第1種低層住居専用地域	第3種地域				市長指定 (未指定)	・第1種低層の全部
第2種低層住居専用地域						・第2種低層は市長指定(未指定)
第1種中高層住居専用地域	第4種地域				市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域						
景観地区	第3種地域 (地区なし)		○ (地区なし)		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
準景観地区						
風致地区	第3種地域		○ (特別風致地区)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
特別緑地保全地区	第3種地域 (地区なし)	○			市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
重要文化財の周囲	第3種地域	○	○		市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
重要有形民俗文化財の周囲		○				
史跡名勝天然記念物の周囲	第3種地域	市長指定 (指定済)	○			市長指定 (指定済)
伝統的建造物群保存地区	第3種地域			○		市長指定 (未指定)
文化財保護条例等による指定地域	第3種地域		○	○		市長指定 (指定済)
保安林	第3種地域	○	○	○	市長指定 (未指定)	
道路及び接続地域	第4種地域 第5種地域		市長指定 (指定済)	町長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
鉄道及び接続地域	第4種地域				市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
軌道及び接続地域	第4種地域				市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
索道及び接続地域	第4種地域					市長指定 (未指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近	第3種地域	河川及び水路	市長指定 (未指定)	町長指定 (未指定)		
海浜及びその付近				町長指定 (未指定)		
湖沼		池沼				
港湾						
広場						
公園	第3種地域	○ (都市公園)	○ (都市公園)			
緑地	第3種地域	風致保全緑地・自然風景保全緑地	(生産緑地地区)			
保存樹林	第3種地域					
渓谷						
高原						
山岳						
空港						

	滋賀県	京都府			大阪府	
区域・場所名	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
火葬場		○	○	○		
葬祭場			○	○		
官公署			○	○		○
学校			○			○
研究所						○
図書館			○			○
美術館			○			○
音楽堂						○
公会堂			○			○
記念館						○
体育館			○			○
天文台						○
記念塔						○
博物館			○			
公民館			○			
科学館						
社寺・教会			○	○		
病院			○			
公衆便所	禁止物件として規制	禁止物件として規制	○			
御所・離宮		○				
古墳・墓地	第3種地域	○	○	○	○	○
御陵		陵墓	○			
その他公共施設				○		
歴史的風土保存区域等		(樹林地)				
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園		○ (普通地域を除く)				
条例による県立公園		○ (自然公園)				
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域	第3種地域					
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域	第1種地域 第2種地域		市長指定 (未指定)		○ (指定済)	
高速自動車国道					市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)
自動車専用道路					市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
新幹線					市長指定 (未指定)	
都市景観形成地域						
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域	第3種地域					

大阪府						
区域・場所名	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
第1種低層住居専用地域	○	○	・第1種低層住居専用地域	○	・第1種低層住居専用地域	○
第2種低層住居専用地域		・第2種低層は市長指定(未指定)	・第2種低層は市長指定(未指定)	・第2種低層は市長指定(未指定)	・第2種低層は市長指定(未指定)	
第1種中高層住居専用地域	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域						
景観地区	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
準景観地区						
風致地区	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)		市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
特別緑地保全地区	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
重要文化財の周囲	市長指定(未指定)	市長指定(指定済)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(指定済・敷地のみ)	市長指定(未指定)
重要有形民俗文化財の周囲	市長指定(未指定)			市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
史跡名勝天然記念物の周囲	市長指定(未指定)	市長指定(指定済)		○	市長指定(指定済)	市長指定(指定済)
伝統的建造物群保存地区		市長指定(未指定)			市長指定(未指定)	
文化財保護条例等による指定地域	市長指定(未指定)	市長指定(指定済)	○	市長指定(未指定)	市長指定(指定済)	市長指定(未指定)
保安林	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
道路及び接続地域	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)		市長指定(未指定)	市長指定(指定済)	市長指定(未指定)
鉄道及び接続地域	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
軌道及び接続地域	市長指定(未指定)			市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	市長指定(未指定)
索道及び接続地域				市長指定(未指定)	市長指定(未指定)	
航路から展望される地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼						
港湾						
広場						
公園						
緑地	(生産緑地地区)			(生産緑地地区)		
保存樹林						
渓谷						
高原						
山岳						
空港						

区域・場所名	大阪府					
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
火葬場						
葬祭場						
官公署	○	○			○	○
学校	○	○			○	○
研究所						
図書館	○	○			○	○
美術館						
音楽堂	○					○
公会堂	○					○
記念館						
体育館	○					○
天文台						
記念塔	○	○			○	○
博物館	○	○			○	○
公民館						
科学館						
社寺・教会						
病院						
公衆便所						
御所・離宮						
古墳・墓地	○	○	○	○	○	○
御陵						
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等						
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園						
条例による県立公園						
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
その他知事・市長の指定地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)		久宝寺寺内町 重点地区		市長指定 (未指定)
高速自動車国道						
自動車専用道路						
新幹線						
都市景観形成地域	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域						

区域・場所名	大阪府		兵庫県			
	吹田市	茨木市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市
第1種低層住居専用地域	○	○	市長指定 (指定済)	○	○	○
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)	○	○	○
第2種中高層住居専用地域						
田園住居地域						○
景観地区	市長指定 (未指定)		市長指定 (指定済)	○ (地区なし)	○	○
準景観地区						
風致地区	市長指定 (未指定)		市長指定 (一部指定済)	○ (地区なし)	○	○
特別緑地保全地区			市長指定 (未指定)	○ (地区なし)	○	○
重要文化財の周囲	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)	○	○	○
重要有形民俗文化財 の周囲	市長指定 (未指定)		市長指定 (指定済)	○	○	○
史跡名勝天然記念物 の周囲	市長指定 (指定済)	○	市長指定 (指定済)	○	○	○
伝統的建造物群保存地区			市長指定 (未指定)	○ (地区なし)	○	○
文化財保護条例等に による指定地域	市長指定 (指定済)	○/市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)	○	○	○
保安林	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	○		○
道路及び接続地域	市長指定 (指定済)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
鉄道及び接続地域	市長指定 (指定済)		市長指定 (一部指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
軌道及び接続地域	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
索道及び接続地域	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
航路から展望される地域						
河川及びその付近			市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)
海浜及びその付近			市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
湖沼			市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (未指定)	
港湾			市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
広場			市長指定の駅 前広場 (一部指定済)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定) (駅前広場のみ)	市長指定 (未指定) (駅前広場のみ)
公園			○ (都市公園・一 部除外)	○ (都市公園)	○ (都市公園・ 市長指定(未 指定))	○ (都市公園)
緑地	○ (生産緑地地区)		○ (未指定)	○ (未指定)	○ (市長指定 (未指定))	○ (都市公園)
保存樹林				○ (未指定)		○
渓谷			市長指定 (未指定)			
高原						
山岳			市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)		
空港			市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)		

区域・場所名	大阪府		兵庫県			
	吹田市	茨木市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市
火葬場			○	○	○	○
葬祭場				○	○	○
官公署			○	○	○	○
学校			○	○	○	○
研究所						
図書館			○	○	○	○
美術館			○	○	○	○
音楽堂						
公会堂			○	○	○	○
記念館						
体育館			○	○	○	○
天文台						
記念塔						
博物館			○	○	○	○
公民館			○	○	○	○
科学館						
社寺・教会			○	○	○	○
病院			○			
公衆便所			○	○	○	○
御所・離宮						
古墳・墓地	○	○	○	○	○	○
御陵						
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等						
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園				○		○
条例による県立公園				○	○	○ (自然公園)
原生自然環境保全地域				○ (地区なし)		○
自然環境保全地域				○ (地区なし)		○
緑地環境保全地域				○		○
その他知事・市長の指定地域	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	○ (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)	市長指定 (未指定)
高速自動車国道	市長指定 (指定済)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
自動車専用道路			市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)		市長指定 (指定済)
新幹線				市長指定 (指定済)		市長指定 (指定済)
都市景観形成地域	市長指定 (未指定)			市長指定 (未指定)	市長指定 (指定済)	
歴史的環境調整区域						
市民農園の区域			○ (未指定)			

区域・場所名	兵庫県				奈良県	
	西宮市	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市
第1種低層住居専用地域	○		第2種地域 (地区なし)		○	○
第2種低層住居専用地域			第2種地域			
第1種中高層住居専用地域	○		第2種地域			
第2種中高層住居専用地域			第2種地域 (地区なし)			
田園住居地域						
景観地区	○		第2種地域 (地区なし)		市長指定	
準景観地区						
風致地区	○		第1種地域 (用途地域以外) 第2種地域 (用途地域)		○	○
特別緑地保全地区	○		第1種地域 (地区なし)			
重要文化財の周囲	○		第1種地域		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
重要有形民俗文化財の周囲	○		第1種地域			
史跡名勝天然記念物の周囲	○		第1種地域		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
伝統的建造物群保存地区	○		第2種地域			○
文化財保護条例等による指定地域	○		第1種地域		○	○
保安林	○		第1種地域 (風致保安林)			○
道路及び接続地域	市長指定 (指定済)		第1種地域 第3種地域 (指定済)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
鉄道及び接続地域	市長指定 (指定済)		第3種地域 (指定済)		市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
軌道及び接続地域	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
索道及び接続地域	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
航路から展望される地域						
河川及びその付近	市長指定 (指定済)		第3種地域 (指定済)			
海浜及びその付近	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
湖沼	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
港湾	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
広場	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
公園	○ (都市公園)		第2種地域 (都市公園)		○ (都市公園)	○ (都市公園)
緑地	○ (都市公園)				○ (都市公園)	
保存樹林	○					
渓谷	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
高原			市長指定 (未指定)			
山岳	市長指定 (未指定)		市長指定 (未指定)			
空港			第3種地域 (指定済)			

区域・場所名	兵庫県				奈良県	
	西宮市	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市
火葬場	○		第2種地域			○
葬祭場	○		第2種地域			
官公署	○		第2種地域		○	○
学校	○		第2種地域			○
研究所						
図書館	○		第2種地域		○	○
美術館	○		第2種地域		○	○
音楽堂						
公会堂	○		第2種地域		○	
記念館						
体育館	○		第2種地域		○	○
天文台						
記念塔			禁止物件		禁止物件として規制	禁止物件として規制
博物館	○		第2種地域		○	○
公民館	○		第2種地域		○	○
科学館						
社寺・教会	○		第2種地域			
病院						
公衆便所	○		第2種地域		○	禁止物件として規制
御所・離宮						
古墳・墓地	○		第2種地域			○
御陵					○	○
その他公共施設						
歴史的風土保存区域等					○	○
近郊緑地特別保全地区						
国立・国定公園	○		第1種地域 第2種地域			
条例による県立公園	○		第1種地域 第2種地域		○	
原生自然環境保全地域	○ (地区なし)					
自然環境保全地域	○ (地区なし)					
緑地環境保全地域	○					
その他知事・市長の指定地域	市長指定 (未指定)				市長指定 (指定済)	市長指定 (指定済)
高速自動車国道	市長指定 (指定済)					
自動車専用道路	市長指定 (指定済)					
新幹線	市長指定 (指定済)					
都市景観形成地域			豊岡市景観計画 景観形成重点地区 第2種地域		○	
歴史的環境調整区域					市長指定 (指定済)	
市民農園の区域						

区域・場所名	和歌山県 和歌山市
第1種低層住居専用地域	○
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	○
田園住居地域	
景観地区	
準景観地区	
風致地区	○
特別緑地保全地区	
重要文化財の周囲	市長指定 (指定済)
重要有形民俗文化財の周囲	市長指定 (未指定)
史跡名勝天然記念物 の周囲	
伝統的建造物群保存地区	
文化財保護条例等に による指定地域	市長指定 (指定済)
保安林	○
道路及び接続地域	市長指定 (指定済)
鉄道及び接続地域	市長指定 (未指定)
軌道及び接続地域	
索道及び接続地域	市長指定 (未指定)
航路から展望される地域	
河川及びその付近	市長指定 (指定済)
海浜及びその付近	市長指定 (未指定)
湖沼	
港湾	市長指定 (未指定)
広場	市長指定 (未指定)
公園	○ (都市公園)
緑地	○ (都市公園、生 産緑地地区)
保存樹林	
渓谷	市長指定 (未指定)
高原	
山岳	市長指定 (未指定)
空港	

	和歌山県
区域・場所名	和歌山市
火葬場	市長指定 (未指定)
葬祭場	
官公署	○
学校	○
研究所	
図書館	○
美術館	○
音楽堂	
公会堂	○
記念館	
体育館	○
天文台	
記念塔	
博物館	○
公民館	○
科学館	
社寺・教会	市長指定 (指定済)
病院	○
公衆便所	
御所・離宮	
古墳・墓地	市長指定 (指定済)
御陵	
その他公共施設	
歴史的風土保存区域等	
近郊緑地特別保全地区	
国立・国定公園	
条例による県立公園	
原生自然環境保全地域	
自然環境保全地域	
緑地環境保全地域	
その他知事・市長の 指定地域	市長指定 (未指定)
高速自動車国道	○
自動車専用道路	
新幹線	
都市景観形成地域	
歴史的環境調整区域	
市民農園の区域	

### 3. 各自治体の許可対象地域・場所一覧表

区域・場所名	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
第1種低層住居専用地域			第2種低層住居専用地域のみ		知事指定(未指定)	
第2種低層住居専用地域			○			
第1種中高層住居専用地域			○			
第2種中高層住居専用地域			○			
景観地区	県内6町（日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）全 域	府内全域（京都市域、宇治市域、伊根町域及び禁止地域を除く）	知事指定(未指定)	県内全域（指定都市・中核市・芦屋市・豊岡市・丹波篠山市の市域及び禁止地域等を除く）	知事指定(未指定)	県内全域（和歌山市域及び禁止地域を除く）
風致地区			○			
特別緑地保全地区			○			
重要文化財の周囲			○			
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域			知事指定(未指定)			
保安林			○			
道路及び接続地域			○			知事指定(指定済)
鉄道及び接続地域						知事指定(未指定)
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域			○			知事指定(未指定)
河川及びその付近						
海浜及びその付近			知事指定(未指定)			
湖沼及びその付近						
渓谷及びその付近						
高原及びその付近						
山岳及びその付近						
港湾及びその付近						
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近						
公園			○			
緑地			○			
広場			○			
運動場			○			
動物園			○			
植物園			○			
遊園地			○			
競輪・競馬場			○			
船着場			○			
火葬場			○			
葬祭場			○			
社寺・教会			○			
停留場						
公衆便所			○			
自然環境保全地域			○			
緑地環境保全地域			○			
環境緑地保全地域						
市町村区域					(25市町)	
その他知事・市長が指定する地域					知事指定(未指定)	
駐車場						
歴史的風土保存区域等					知事指定(未指定)	
都市景観形成地域			景観計画区域及び隣接区域で知事が指定する区域			

区域・場所名	滋賀県					
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近						
渓谷及びその付近						
高原及びその付近	市 域	市 域	市 域	市 域	市 域	市 域
山岳及びその付近						
港湾及びその付近		内 全 域	内 全 域	内 全 域	内 全 域	内 全 域
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近						
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						

区域・場所名	滋賀県				
	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市
第1種低層住居専用地域					
第2種低層住居専用地域					
第1種中高層住居専用地域					
第2種中高層住居専用地域					
景観地区					
風致地区					
特別緑地保全地区					
重要文化財の周囲					
重要有形民族文化財の周囲					
史跡名勝天然記念物の周囲					
伝統的建造物群保存地区					
文化財保護条例等による指定地域					
保安林					
道路及び接続地域					
鉄道及び接続地域					
軌道及び接続地域					
索道及び接続地域					
河川及びその付近					
海浜及びその付近					
湖沼及びその付近	市	市	市	市	市
渓谷及びその付近	域	域	域	域	域
高原及びその付近	内	内	内	内	内
山岳及びその付近	全	全	全	全	全
港湾及びその付近					
空港及びその付近					
駅前広場及びその付近					
公園	全域	全域	全域	全域	全域
緑地					
広場					
運動場					
動物園					
植物園					
遊園地					
競輪・競馬場					
船着場					
火葬場					
葬祭場					
社寺・教会					
停留場					
公衆便所					
自然環境保全地域					
緑地環境保全地域					
市町村区域					
その他知事・市長が指定する地域					
駐車場					
歴史的風土保存区域等					
都市景観形成地域					

	滋賀県	京都府			大阪府	
区域・場所名	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近						
渓谷及びその付近						
高原及びその付近						
山岳及びその付近						
港湾及びその付近						
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近						
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						
	市 域 内 全 域	市 域 内 全 域	市 域 内 全 域	町 域 内 全 域	市 域 内 全 域	市 域 内 全 域
	市域内全域（禁止地域を除く）					

区域・場所名	大阪府				
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市
第1種低層住居専用地域					
第2種低層住居専用地域					
第1種中高層住居専用地域					
第2種中高層住居専用地域					
景観地区					
風致地区					
特別緑地保全地区					
重要文化財の周囲					
重要有形民族文化財の周囲					
史跡名勝天然記念物の周囲					
伝統的建造物群保存地区					
文化財保護条例等による指定地域					
保安林					
道路及び接続地域					
鉄道及び接続地域					
軌道及び接続地域					
索道及び接続地域					
河川及びその付近					
海浜及びその付近					
湖沼及びその付近					
渓谷及びその付近					
高原及びその付近					
山岳及びその付近					
港湾及びその付近					
空港及びその付近					
駅前広場及びその付近					
公園					
緑地					
広場					
運動場					
動物園					
植物園					
遊園地					
競輪・競馬場					
船着場					
火葬場					
葬祭場					
社寺・教会					
停留場					
公衆便所					
自然環境保全地域					
緑地環境保全地域					
市町村区域					
その他知事・市長が指定する地域					
駐車場					
歴史的風土保存区域等					
都市景観形成地域					
	市域内全域（禁止地域等を除く）	市域内全域（禁止地域等を除く）	市域内全域（禁止地域等を除く）	市域内全域（禁止地域等を除く）	市域内全域（禁止地域等を除く）

市域内全域（禁止地域を除く）

区域・場所名	大阪府		兵庫県			
	吹田市	茨木市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近						
渓谷及びその付近						
高原及びその付近						
山岳及びその付近						
港湾及びその付近						
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近						
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						
	市内全域（禁止区域を除く）		市内全域		市内全域	
	市域内全域		市域内全域		市域内全域	

市域内全域（禁止地域等を除く）

区域・場所名	兵庫県				奈良県	
	西宮市	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市
第1種低層住居専用地域						
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域						
第2種中高層住居専用地域						
景観地区						
風致地区						
特別緑地保全地区						
重要文化財の周囲						
重要有形民族文化財の周囲						
史跡名勝天然記念物の周囲						
伝統的建造物群保存地区						
文化財保護条例等による指定地域						
保安林						
道路及び接続地域						
鉄道及び接続地域						
軌道及び接続地域						
索道及び接続地域						
河川及びその付近						
海浜及びその付近						
湖沼及びその付近						
渓谷及びその付近						
高原及びその付近						
山岳及びその付近						
港湾及びその付近						
空港及びその付近						
駅前広場及びその付近						
公園						
緑地						
広場						
運動場						
動物園						
植物園						
遊園地						
競輪・競馬場						
船着場						
火葬場						
葬祭場						
社寺・教会						
停留場						
公衆便所						
自然環境保全地域						
緑地環境保全地域						
市町村区域						
その他知事・市長が指定する地域						
駐車場						
歴史的風土保存区域等						
都市景観形成地域						
	市 域 内 全 域	市 域 内 全 域	市 域 内 全 域	市 域 内 全 域	市 域 内 全 域	市 域 内 全 域
			市域内全域（禁止地域を除く）			

区域・場所名	和歌山県 和歌山市
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
景観地区	
風致地区	
特別緑地保全地区	
重要文化財の周囲	
重要有形民族文化財の周囲	
史跡名勝天然記念物の周囲	
伝統的建造物群保存地区	
文化財保護条例等による指定地域	
保安林	
道路及び接続地域	
鉄道及び接続地域	
軌道及び接続地域	
索道及び接続地域	
河川及びその付近	
海浜及びその付近	
湖沼及びその付近	
渓谷及びその付近	
高原及びその付近	
山岳及びその付近	
港湾及びその付近	
空港及びその付近	
駅前広場及びその付近	
公園	
緑地	
広場	
運動場	
動物園	
植物園	
遊園地	
競輪・競馬場	
船着場	
火葬場	
葬祭場	
社寺・教会	
停留場	
公衆便所	
自然環境保全地域	
緑地環境保全地域	
市町村区域	
その他知事・市長が指定する地域	
駐車場	
歴史的風土保存区域等	
都市景観形成地域	

市域内全域  
(禁止地域を除く)

#### 4. 各自治体の適用除外一覧表（禁止地域・許可地域）

物件	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体のみ (通知が必要)	国又は地方公共団体のみ	○	○ 公共的団体は知事指定	○ 公共的団体は知事指定	○ (基準あり)
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○		○		○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	7 m <sup>2</sup> 以内 古墳周辺区域 にあっては基準に適合する ものに限る	○ (基準あり)	○ (基準あり) 基準について は、「IV各自治 体の許可基準」 欄参照	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (5m <sup>2</sup> 以内)	○ (基準あり)	7 m <sup>2</sup> 以内 高さ5m以内	○ (基準あり)	○ (基準あり) 基準について は、「IV各自治 体の許可基準」 欄参照	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝		○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)		○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝				○ (基準あり)		
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、 明示事項あり)		30日以内 はり紙・はり 札・立看板大き さ・明示事項あり		○ (7日以内、 明示事項あり)	
車両に表示するもの	○	○ (基準あり)		○ (基準あり)	○	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの					○	
その他知事・市長が別に定めるもの			○	○	○	
工事現場の仮囲い	○ (表示面積15m <sup>2</sup> 以 内、周囲の景観と 調和し、宣伝目的 ではないもの)					○ (工事看板)

滋賀県						
物件	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○	○	○	○	○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (禁止地域は5m <sup>2</sup> 以内、許可地域は10m <sup>2</sup> 以内は許可等不要。禁止地域においては許可を受けることにより、15m <sup>2</sup> まで掲出可)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (5m <sup>2</sup> 以内)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (5m <sup>2</sup> 以内)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝		○ (基準あり)				
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)
車両に表示するもの	○	○	○	○	○	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの		○ (祭礼等の一時的なもの)				
その他知事・市長が別に定めるもの		○		○		
工事現場の仮囲い	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)

滋賀県						
物件	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○	○	○	○	○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝		○ (基準あり)	○ (基準あり)		○ (基準あり)	
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)
車両に表示するもの	○	○	○	○	○	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの						
その他知事・市長が別に定めるもの				○		○
工事現場の仮囲い	○ (周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)

	滋賀県	京都府			大阪府	
物件	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	国・地方公共団体及び市長の指定する公共的団体のみ(通知・届出が必要)	○	○	○	○	○
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○	○	○		
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)	○ (区画内の自家用屋外広告物の面積の合計が2m <sup>2</sup> 以下のもの)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○		○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)	許可基準に適合しているものは、許可についてのみ適用除外	○ (基準あり)	○ (許可地域に限る)	○ (個人を含む。基準あり)	○ (個人を含む。基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝					○ (基準あり)	○ (基準あり)
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (14日以内、明示事項あり)					30日以内 はり紙・はり札・立看板大きさ・明示事項あり
車両に表示するもの	○	○ (自家用又は1車両の広告物面積の合計が3.7m <sup>2</sup> 以下のもの等)			○ (車両(電車・自動車除く))	○ (基準あり)
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○ (表示期間を明記するもの)	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る		敷地内に限る	敷地内に限る		敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る		敷地内に限る	敷地内に限る		敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る		敷地内に限る	敷地内に限る		敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る		敷地内に限る	敷地内に限る		敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの		○ (表示期間を明記するもの)				
その他知事・市長が別に定めるもの		○ (国または地方公共団体の機関の指導に基づき表示する屋外広告物で公益性が高いもの)			○	○
工事現場の仮囲い	○ (周囲の景観と調和し、宣伝目的ではないもの)	工事のために表示するもので表示期間を明記するもの	○ (基準あり)		○ (基準あり)	

物件	大阪府					
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○	○	○	○
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物						
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (7m <sup>2</sup> 以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内)	○ (同一事業所内合計7m <sup>2</sup> 以内) (一部区域では同一事業所内合計5m <sup>2</sup> 以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (7m <sup>2</sup> 以内、高さ5m以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内、高さ5m以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内(一部区域では5m <sup>2</sup> 以内)、高さ4m以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内、高さ5m以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内、高さ5m以内)	○ (7m <sup>2</sup> 以内、高さ5m以内)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○		○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝			○ (簡易広告物に限る)			
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝						
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)	○ (30日以内、基準あり)
車両に表示するもの	○ (基準あり)	○	○	○	○	○ (屋外広告物としない)
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの						
その他知事・市長が別に定めるもの	○ (非営利広告基準あり)	○ (非営利広告基準あり)	○ (定めなし)	○	○ (非営利広告基準あり)	○ (非営利広告基準あり)
工事現場の仮囲い			○ (基準あり)			

	大阪府		兵庫県			
物件	吹田市	茨木市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	○ (基準あり)	○	○ (基準あり)	公共的団体は市長指定	○ 公共的団体は市長指定 (基準あり)	○ 公共的団体は市長指定
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物			○	○	○	○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (5m <sup>2</sup> 以内)	○ (表示面積の合計が7m <sup>2</sup> 以下)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (7m <sup>2</sup> 以内、高さ5m以内)	○ (表示面積の合計が7m <sup>2</sup> 以下)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝			○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝				○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
表示又は設置の期間が5日以内のもの	○ (30日以内、基準あり)					
車両に表示するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る (基準あり)	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの						
その他知事・市長が別に定めるもの	○ (非営利広告基準あり)	○ (非営利広告基準あり)	○	○		○
工事現場の仮囲い			○ (基準あり)			

物件	兵庫県				奈良県	
	西宮市	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○	○	○	○	○	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	○ 公共的団体は市長指定	国・地方公共団体および規則で定める公共的団体のみ(届出が必要)	国・地方公共団体および規則で定める公共的団体のみ(通知・届出が必要)	国・地方公共団体および規則で定める公共的団体のみ(通知・届出が必要)	○ (公益法人関連及び文化財関連の案内・紹介のみ)	公共的団体は市長指定
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○	○	○	○	○	
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○	○	○	○	○ (選挙期間中ににおける選挙運動)	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (選挙における政治活動)	○ (選挙における政治活動に限る)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)		
表示又は設置の期間が5日以内のもの		○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (14日以内、明示事項あり)	○ (7日以内、明示事項あり)	○ (7日又は14日以内、基準あり)
車両に表示するもの	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (基準あり)	○ (車両・人・動物)	○ (車両のほか、人・動物等)
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○	○	○	○	○	○
講演会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの					○	○
その他知事・市長が別に定めるもの	○	○	○	×	○	○
工事現場の仮囲い					○ (基準あり)	

	和歌山県
物件	和歌山市
他の法令の規定により表示し、設置するもの	○
道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの	○ (基準あり)
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	○
自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの	○ (基準あり)
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、掲出するもの	○ (基準あり)
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件	○
政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝	○ (基準あり)
労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝	
表示又は設置の期間が5日以内のもの	
車両に表示するもの	○
冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	○
講演会のためのもの	敷地内に限る
展覧会のためのもの	敷地内に限る
音楽会のためのもの	敷地内に限る
その他これらに類する催物のためのもの	敷地内に限る
神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの	
その他知事・市長が別に定めるもの	
工事現場の仮囲い	○ (基準あり)